

(別添1) 条約事務局より提供を要請されている情報

1. 「危険性の管理の評価」を行う3物質共通の事項(条約付属書F: 社会経済上の検討に関する情報)

- (a) 危険を減少させるとの目標を達成するに当たっての可能な規制措置の有効性及び効率性
 - (i) 技術的実行可能性
 - (ii) 費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
- (b) 代替となるもの(製品及び工程)
 - (i) 技術的実行可能性
 - (ii) 費用(環境及び健康に係る費用を含む。)
 - (iii) 有効性
 - (iv) 危険性
 - (v) 利用可能性
 - (vi) 利用が容易な程度
- (c) 可能な規制措置の実施が社会に与える肯定的又は否定的な影響
 - (i) 健康(公衆衛生、環境保健及び職場における衛生を含む。)
 - (ii) 農業(水産物の養殖及び林業を含む。)
 - (iii) 生物相(生物の多様性)
 - (iv) 経済的側面
 - (v) 持続可能な開発に向けた動き
 - (vi) 社会的損失
- (d) 廃棄物及び処分に関連し得る事項(特に、使用されない駆除剤の在庫及び汚染された場所の浄化)
 - (i) 技術的実行可能性
 - (ii) 費用
- (e) 情報の利用及び公衆のための教育
- (f) 規制及び監視の能力の状況
- (g) 国内において又は地域的にとられた規制措置(代替となるものに関する情報及び他の関連する危険の管理に係る情報を含む。)

2. PFOSに関する追加情報

PFOSに関してはPFOSFを含めて既に適用除外の必要な用途(エッセンシャルユース)に関する情報提供を実施済みですが¹、特に追加情報があればご連絡ください。

¹ 経済産業省によるPFOSエッセンシャルユース調査及びその結果
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/03kanri/c05temp4.htm